

第5章

計画の推進のために



1 地域福祉の推進体制

地域福祉の推進にあたっては、小域福祉圏（14 地区）の核となる「地域ケアシステム推進連絡会」で取り上げられた各地区の地域課題について、本市が主催する「地区推進会議」で情報共有し、互助・共助の役割では対応が困難な課題については、行政の施策（公助）として実施することについて、検討を行います。

地域ケアシステム推進連絡会（小域福祉圏 14 地区）：年数回
地域の問題を地域で共有し解決に向けた検討を行う場

地区社会福祉協議会が主催する会議体で、地域の情報、地域の課題などについて地域住民と関係機関が共有し、解決方法を導く場であり、多くの関係機関が集まる地域のプラットフォームの場です。

【構成メンバーの例】

自治（町）会関係者、民生委員・児童委員、高齢者クラブ関係者、子ども会関係者、ボランティア・NPO 団体関係者、障がい者団体関係者、学校関係者、地域ケア拠点相談員、高齢者サポートセンター職員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会職員、市職員 等

提案・
提言など

報告

地区推進会議：年 2 回程度
各地域課題の検討の場

本市が主催する会議体で、地区社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会、行政の役割分担を踏まえ、振り返りシートをもとに、小域福祉圏（14 地区）ごとの地域課題に関する進行管理、検証を行います。

【構成メンバー】

地区社会福祉協議会代表者、市川市ボランティア協会代表者、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、市川市社会福祉協議会職員、市職員

提言

市川市

報告

福祉部 地域共生課

関係各課と地域課題の情報共有を図り、地域課題に対応する施策の検討を行う

諮問・
報告

答申・
意見

市川市社会福祉審議会：年数回

本市における地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉その他の社会福祉に関する事項について調査審議するための諮問機関

【構成メンバー】

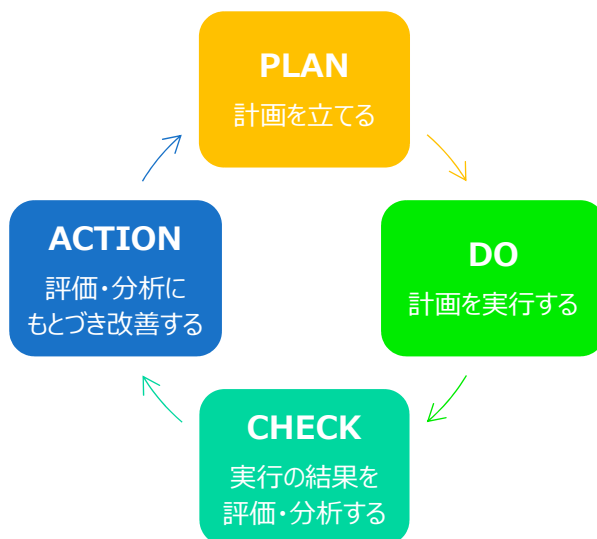
学識経験者、関係団体の推薦を受けた社会福祉事業・社会福祉活動を行う者、関係行政機関の職員、公募による市民 等

2 計画の進捗管理

第5期計画では、「地域福祉を推進する主な取組・事業」（以下、「事業等」といいます。）に掲載されている64の事業等について、所定の書式により庁内の担当課において毎年度、事業を実施し、その実績等について自己評価シートを作成して評価します。

また、19の施策の方向ごとに「成果指標」を設定し、行政の取組によって地域住民の意識や主体性にどのような影響を及ぼしたのかについて、e-モニターアンケート等を活用した市民等アンケートを実施し、その成果を毎年度測定します。これらの結果については、市川市社会福祉審議会へ報告し、その内容について検証・評価を行い、次年度以降の取組に反映します（PDCAサイクルの実施）。

なお、第6章の「市川市成年後見利用促進基本計画」、第7章の「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）実施計画」の進捗管理は、地域福祉計画の各施策の方向内の事業等と内容が重なるため、このPDCAサイクルの実施をもって、評価・分析等を併せて行うものとなります。



第5期市川市地域福祉計画 自己評価シート

基本目標 I 安心と信頼のあるまちを共につくる

施策の方向1 地域福祉に関する情報の提供	1 生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」	
	日常生活の支援や社会参加に関する情報を検索することのできるシステム「いちかわ支え合いネット」を活用し、これまで行政や民間企業、NPO法人等が行ってきた取組の情報を横断的に取りまとめ、必要とする市民へ提供します。	
	令和6年度の取組	評価視点
		地域福祉に関する情報提供について、わかりやすく充実したサイトづくりを実施したか。
	令和6年度の成果	令和6年度評価
	担当課	
令和7年度の取組予定		

地域福祉を推進する主な取組・事業一覧

基本目標	施策の方向と地域福祉を推進する主な取組・事業
基本目標Ⅰ 安心と信頼のある まちを共につくる	1 地域福祉に関する情報の提供
	1.生活支援・社会参加情報サイト「いちかわ支え合いネット」 2.子育て応援サイト「いちかわっこ WEB」
	2 相談支援体制の充実【重点】
	3.福祉よりそい相談窓口の運営（多機関協働事業） 4.相談支援包括化推進会議の開催 5.連携担当職員の配置 6.支援会議の開催
	3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進
7.在宅医療支援事業 8.医療・介護関係者の情報共有の支援 9.医療・介護関係者の研修会の開催 10.地域住民への普及啓発 11.急病診療所運営事業 12.2次救急医療運営事業	
4 権利擁護と見守り体制の充実	
13.成年後見制度の相談支援 14.成年後見制度の普及啓発 15.報酬費用の助成 16.市民後見人の養成及び活動支援 17.高齢者見守り支援事業 18.市川市地域見守り活動に関する協定	
5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止	
19.福祉サービス苦情解決事業 20.高齢者虐待等を未然に防ぐ取組 21.障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議の開催 22.保育園の第三者機関評価事業 23.保育所等における虐待等防止の取組 24.家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催	
基本目標Ⅱ 参加と交流のある まちを共につくる	6 福祉コミュニティの充実
	25.コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置 26.生活支援コーディネーターの配置 27.地域ケアシステム推進事業 28.自治（町）会加入の促進
	7 地域における防災体制充実の推進
	29.自主防災組織資器材購入費等補助金制度 30.避難所における子どもや女性等の要配慮者への配慮 31.避難行動要支援者対策事業
8 ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進【重点】	
32.市民活動支援センターの運営 33.参加支援事業	

基本目標	施策の方向と地域福祉を推進する主な取組・事業
基本目標Ⅲ 安全とるおいのある まちを共につくる	9 犯罪の防止と立ち直りの支援
	34.自主防犯活動支援事業 35.街頭防犯カメラ設置費の補助 36.保護司関連支援事業の促進
	10 バリアフリーの推進
	37.誰もが歩きやすい歩行空間の整備 38.福祉有償運送運営協議会の運営 39.認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 40.障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供
	11 居住環境の整備
基本目標Ⅳ 生きがいを感じる まちを共につくる	41.民間賃貸住宅あっせん制度 42.あんしん住宅推進事業
	12 健康づくり・介護予防の支援
	43.健康ポイント Aruco 44.自立支援、介護予防及び重度化防止の推進
	13 就労と生活困窮者への支援
	45.若年者等就労支援事業 46.就労準備支援事業 47.住居確保給付金支給事業 48.家計改善支援事業 49.ホームレス自立支援事業 50.子どもの学習・生活支援事業
基本目標Ⅴ 地域福祉推進の 基盤を共につくる	14 自殺防止に対する包括的な支援
	51.自殺対策事業(人材育成事業)「ゲートキーパー養成講座」 52.自殺対策事業(普及啓発活動)「快適睡眠講座」 53.市川市自殺対策関係機関連絡会の開催
	15 地域の居場所づくり【重点】
	54.地域づくり事業（生活困窮者支援等のための地域づくり事業） 55.地域子育て支援拠点事業 56.こども食堂・フードバンクの支援
	16 地域福祉に対する意識の啓発
57.地域共生社会の実現に向けた研修の実施	
17 地域福祉活動の担い手の確保と育成	
58.高齢者生活支援サポーター養成研修の実施 59.地域ケア相談員育成の支援	
18 地域資源の有効活用	
60.地域活動応援制度の推進 61.地域ケアシステム推進連絡会開催の促進	
19 情報共有・管理の充実	
62.地区推進会議の開催 63.民生委員活動事業 64.個人情報適正活用支援	

地域福祉を推進する主な取組・事業を実施した成果を確認するための成果指標

基本目標	施策の方向	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値
I 安心と信頼のあるまちを 共につくる	1 地域福祉に関する情報の提供	本市の地域福祉に関する情報を得られていると思う割合	31.7%	増加
	2 相談支援体制の充実	福祉に関する相談が必要な場合にどこに相談すればいいか知っている割合	10.2%	増加
	3 地域医療体制と在宅医療・介護連携の推進	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持っている割合	26.8%	増加
	4 権利擁護と見守り体制の充実	成年後見制度を知っている割合	44.3%	増加
	5 福祉サービスの質の向上と虐待の防止	福祉サービスの質に満足している割合	39.7%	増加
II 参加と交流のあるまちを 共につくる	6 福祉コミュニティの充実	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を知っている割合	11.6%	増加
	7 地域における防災体制充実の推進	地域での関係づくりなど、防災体制の整備に向けた地域活動が充実していると思う割合	23.0%	増加
	8 ボランティア・NPO 活動の推進と社会参加の促進	地域活動等に参加している割合	54.4%	増加
III 安全とつながるおいのあるまちを 共につくる	9 犯罪の防止と立ち直りの支援	地域で安全に暮らしていると思う割合	48.1%	増加
	10 バリアフリーの推進	移動に関して不自由を感じる割合	22.7%	減少
	11 居住環境の整備	自分が居住する住宅に関して不安を感じている割合	33.2%	減少

基本目標	施策の方向	成果指標	基準値 (R5年度)	目標値
IV 生きがいを感じるまちを 共につくる	12 健康づくり・介護予防の支援	自分が心身ともに健康であると感じている割合	67.7%	増加
	13 就労と生活困窮者への支援	就労支援、社会的自立の支援が充実していると思う割合	19.5%	増加
	14 自殺防止に対する包括的な支援	1人で悩まずに困った時に相談できる窓口等があることを知っている割合	16.6%	増加
	15 地域の居場所づくり	気軽に立ち寄れる地域の居場所がある割合	24.6%	増加
V 地域福祉推進の基盤を 共につくる	16 地域福祉に対する意識の啓発	他者の価値観の違いや存在を認め合えていると思う割合	52.4%	増加
	17 地域福祉活動の担い手の確保と育成	地域福祉活動の担い手が確保できていると思う割合	11.1%	増加
	18 地域資源の有効活用	地域福祉活動の場が確保できていると思う割合	14.2%	増加
	19 情報共有・管理の充実	活動に必要な情報の取得方法、適切な保管・管理方法を知っている割合	7.0%	増加

※令和6年1月9日から22日に実施したe-モニターアンケートの結果を基準値（R5年度）とし、基準値の経年比較を毎年度測定し、市川市社会福祉審議会へ報告します。

3 市川市社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は、公的な責任による「公助」だけでは対応が困難であるとともに、個人の「自助」だけでも限界があることから、地域住民による「互助」やボランティア・NPO 団体等と協働した「共助」が欠かせないものとなっています。

そして、地域福祉の原点は、住んでいる地域を基盤とした人間関係（地縁）であるとの考えに立つ市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」では、この「互助」と「共助」に係る基本的な考え方、取組の方向性、具体的な事業を定めています。

行政は互助や共助を支援していく役割を担っており、一方、市川市社会福祉協議会は互助や共助を実践していく立場にあります。このことから、本市の地域福祉計画と市川市社会福祉協議会の「わかちあいプラン」は車の両輪の関係にあり、地域福祉の増進には両者が一体となった取組が不可欠です。

第4期計画より、小域福祉圏（14 地区）ごとの地域課題に関する進行管理・検証を共通のフォーマット（「振り返りシート」）で行うこととしており、第5期計画においても引き続き、この振り返りシートを活用し、本市及び市川市社会福祉協議会の職員も出席する地区推進会議の場で検証等を行うなど、地区社会福祉協議会、市川市社会福祉協議会及び本市との連携を強化していきます。

4 地域福祉の推進に係る財源

本市の地域福祉を推進するにあたり、取組や事業を前に進めるためには財源が必要です。地域の方々が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても、行政だけではなく地域の方々とともに考えていく必要があります。

本市の事業を進めていくための財源としては、市税をはじめとした一般財源以外に、国や千葉県からの補助金や交付金、さらには地域福祉の推進を目的とした市民の方々からの寄附があります。

高齢者、障がい者、生活困窮者や子ども、市民活動団体への支援に対する寄附を受け付けている本市の基金は、以下のとおりとなっています。

寄附を受ける基金の名称	寄附金の用途	担当課
市川市福祉基金	高齢者、障がいのある方等の福祉の増進	福祉部 地域共生課
市川市子どもたちの未来支援基金	次代を担う子どもたちの健やかな成長とその夢や希望の実現	子ども部 子ども家庭支援課
市川市市民活動総合支援基金 (市川ハート基金)	市民活動の促進や市民活動団体への支援	市民部 ボランティア・NPO 課

